

横浜市在宅心身障害者手当の見直しについて

～「一律の現金給付」から「将来にわたるあんしんへ」～

横浜市在宅心身障害者手当は、在宅で生活する心身障害者の生活の安定に寄与するため、市の事業として、在宅福祉サービスがほとんどなかった昭和 48 年に創設された制度です。

この間、障害基礎年金の創設や自立生活を支援する場としてのグループホームの設置、日中活動の場としての作業所の整備等、障害福祉施策の拡充が進んできましたが、一律の現金給付である手当制度の意義について、改めて検討が必要と考えています。

そこで、当事者や家族、関係者などが委員である「横浜市障害者施策推進協議会」（障害者基本法第 26 条による設置）及び同協議会専門委員会である「障害者施策検討部会」での検討を、昨年秋から進めています。

1 見直しの視点

- (1) 今日の障害福祉施策の中で、制度の意義について
 - ・所得制限のない一律の現金給付であることの効果
 - ・3 障害一元化のサービス提供の中で手当の対象となっていない精神障害者の対応
- (2) 制度の意義を整理し、現在対応できていない施策へ転換の方策について

【参考】別紙「障害福祉施策の推移」（資料 3 ページ）

2 受給者アンケートの実施（平成 20 年 2 月実施）

「横浜市心身在宅障害者手当の受給者アンケート」概要（資料 4 ページ）

3 見直しの検討状況について

- (1) 横浜市障害者施策推進協議会、障害者施策検討部会での検討状況（資料 5 ページ）
- (2) 見直しの項目

項目	見直し案	備考
支給対象者	精神障害を含む重度重複障害者など、生活上の困難性の高い人を対象とする。	支給目的の重点化・明確化
支給額	現行の最重度の額（年 6 万円）をベースに引き続き検討する。	
所得要件	特別障害者手当と同様の所得要件とする。	類似の国制度の基準に合わせた設定

- 障害者に一律に給付している手当を改め、所得状況を加味した対象要件の検討を行う。
- 見直しは、一律の現金給付から将来にわたるあんしんに必要な施策への転換である。

4 見直しの具体化へ向けて（障害者施策検討部会での意見）

障害者・家族が切実に求め、横浜らしい「将来にわたるあんしん」をキーワードとした施策を「市の責務」として展開することが必要

- (1) 障害者が自らの意思により、地域で自立した生活を送れるよう、高齢化や重度化などの新たな課題への対応が求められている。
- (2) このために、一律の現金給付から将来にわたる必要な施策への転換が必要である。
- (3) しかし、きわめて重い障害がある方には、所得要件を加味したうえで、地域生活の困難性から生じる特別な負担に対する一助として継続する必要がある。

【一律の現金給付】

中度 (2.5万円/年) ① 身障 3級 ② IQ 36~40 ③ 身障4級+IQ50以下
重度 (3.5万円/年) ① 身障 1・2級 ② IQ 35以下 ③ 身障3級+IQ50以下
最重度 (6万円/年) 身障1・2級 +IQ35以下の重複障害
対象者 55,840人 予算額 1,875百万円

【将来にわたるあんしんのための施策】

- ①親亡き後もあんしんして地域生活ができる仕組みづくり
- ②障害者の高齢化・重度化への対応
- ③その他地域生活のためのきめ細かな対応
生活基盤整備、移動支援施策の充実、医療環境の充実

新たな在宅障害者手当
対象者 約5,000人

- ・ 最重度、重度の一部
- ・ 所得要件の導入

手当の対象は、精神障害者を含むきわめて重い障害のある方に限定

横浜らしい「将来にわたるあんしん」のための施策の具体化については、障害者施策推進協議会、障害者施策検討部会、障害者団体等の関係者、市民意見募集で得られる意見をもとに、今後具体策の案を検討してまいります。

5 今後のスケジュール（案）

平成20年8月	市民意見募集実施（資料 7ページ） 障害者団体意見徴収 市民意見募集集計・公表
11月	障害者施策推進協議会説明
平成20年度中	条例改正等市会付議
平成21年度	現行受給者へ広報・周知
平成22年4月	新制度施行予定

障害福祉施策の推移

1 横浜市の主な障害福祉施策の推移

時代	事業名称等	18年度時点
昭和47年(1972)まで	補装具給付事業(S25) 身体障害者更生資金貸付事業(S34) *H16廃止 身体障害者奨学金支給事業(S39) 日常生活用具給付事業(S45) 障害者扶養共済事業(S45)	
昭和48年(1973)	横浜市在宅障害者手当制度創設	55,840人
昭和49年(1974)	障害児地域訓練会助成事業	75団体
昭和52年(1977)	地域作業所助成事業	135か所
昭和53年(1978)	一時入所事業	短期入所事業 49か所
昭和56年(1981)	地域活動ホーム設置運営費助成事業 ☆国際障害者年【国】	38か所
昭和60年(1985)	障害者グループホーム事業	316か所(運営委員会・法人)
昭和61年(1986)	☆年金制度改正(障害基礎年金創設)【国】 ☆特別障害者手当創設【国】	1級: 990,100円 2級: 792,000円 (2級は老齢基礎年金と同額) 3,617人
昭和62年(1987)	横浜市総合リハビリテーションセンター開設	
平成3年(1991)	ガイドヘルプ事業	利用者 2,272人
平成4年(1992)	ふれあいショップ整備事業	19か所
平成5年(1993)	障害者住環境整備事業	
平成10年(1998)	ショートステイセンター開設	
平成11年(1999)	法人型地域活動ホーム設置運営費助成事業 障害者ケアマネジメント研修	14か所
平成12年(2000)	障害者ホームヘルプ事業	利用者 4,420人
平成13年(2001)	知的障害者自立生活アシスタント派遣事業	13か所
平成14年(2002)	小規模通所授産施設助成事業	29か所
平成15年(2003)	☆支援費制度【国】 障害者相談支援事業	21か所
平成16年(2004)	横浜市障害者プラン策定 ☆障害者施策のグランドデザイン【国】	
平成17年(2005)	☆発達障害者支援法施行【国】	
平成18年(2006)	☆障害者自立支援法施行【国】	
	障害者自立支援法利用者負担助成事業	

☆は国の動き

2 横浜市在宅心身障害者手当の今までの主な改正

改正年度	改正前	改正後	備考
昭和57年度	[支給金額] 重度 3万円(年額) 中度 2万円(年額)	[支給金額] 最重度 6万円(年額) 重度 3万5千円(年額) 中度 2万5千円(年額)	重度の重複障害者について日常生活の困難性、要介護性が考慮されていないとして、最重度を新設。重度、中度について、年額5千円を増額。
平成10年度	[申請受付] 4月及び5月のみ [年度単位] 年1回の基準日設定	[申請受付] 年度内常時受付 [年度単位] 年度を2期に分割 年2回の基準日設定	手当受給者の利便性を図るため、申請受付を年度内常時受付とした。また、基準日を年2回(4/1,10/1)設けることで、手帳取得後受給資格が生じるまでの期間を最大半年に短縮した。
平成17年度	[手帳取得時の年齢] 規定無し	[手帳取得時の年齢] H17年10月1日以降、65歳以上 で初めて手帳を取得した者は、手当の対象外とする。	65歳以上で初めて手帳を取得した者は、主に加齢による障害と考えられるため、高齢者施策での対応が適切と判断した。

横浜市在宅心身障害者手当の受給者アンケート概要

【目的】

在宅障害者手当のあり方を検討するため、受給者の状況や意見を把握するために、現在在宅障害者手当の受給者から無作為抽出で1割を選出。

実施日	平成20年2月15日～2月29日
アンケート送付数	5,329人
回答数	3,265人（回収率61.4%）
意見・感想（自由記述）回答数	1,661人（回答数の50.9%）

【結果】

① 在宅障害者手当の主な使い道（N=4,709 2項目選択可能）

生活費<衣食住費等>（70.7%）、医療費（24.6%）、小遣い・雑費（15.2%）
障害種別でみると・・・

	生活費	医療費	小遣い・雑費	預貯金
身体障害者	72.2%	26.6%	12.4%	5.0%
知的障害者	63.7%	10.0%	33.3%	18.7%
重複障害者	60.0%	23.3%	20.0%	16.7%

年齢別でみると・・・（年齢不明除く）

	生活費	医療費	小遣い・雑費	預貯金
20歳未満	48.0%	15.0%	11.0%	33.0%
20-65歳	75.0%	21.0%	20.0%	9.0%
65歳以上	77.0%	32.0%	13.0%	2.0%

② 自由記述（1,661件の自由記述のうち）

ア 在宅障害者手当について（372件）

感謝している（152件）、継続してほしい（92件）、増額してほしい（89件）
手当より制度の充実（6件）、手当不要（6件）、条件付き不要（10件）
手当を見直す（4件）

イ 心配に思うこと（101件）

将来に不安（77件）、介護者の亡き後が心配（19件）

③ 今後拡充を望む障害福祉サービス（N=3,850 複数回答可）

ホームヘルプ・ガイドヘルプ（21.6%）、福祉用具（18.9%）、短期入所（10.8%）
障害種別でみると・・・

	ホームヘルプ・ガイドヘルプ	福祉用具	短期入所	通所施設
身体障害者	20.9%	18.8%	10.4%	7.2%
知的障害者	24.4%	21.7%	13.3%	17.1%
重複障害者	23.3%	12.7%	12.7%	16.7%

横浜市障害者施策推進協議会、障害者施策検討部会での検討状況

1 検討の経過

開催日	開催名	議論内容
平成19年9月4日	障害者施策推進協議会	・見直しの方向性説明
平成19年11月12日	障害者施策検討部会	・見直しの方向性議論
平成20年3月17日	障害者施策検討部会	・受給者アンケートの結果 ・今後の進め方
平成20年3月28日	障害者施策推進協議会	・検討部会での議論状況報告 ・今後の進め方
平成20年6月19日	障害者施策検討部会	・検討内容を踏まえた方向性議論

2 横浜市障害者施策推進協議会委員名簿（25人）

	名前	所属	区分
会長	日浦美智江	社会福祉法人訪問の家理事長	障害福祉事業者
職務代理	石渡 和実	東洋英和女学院大学教授	学識経験者
	竹内 知夫	神奈川県精神科病院協会会長	学識経験者
	白木 洋二	横浜市医師会副会長	学識経験者
	黒沢 一夫	日本労働組合総連合会横浜地域連合議長	学識経験者
	永井 万里子	浦舟特別支援学校校長・市職員	学識経験者
	高木 教人	特定非営利活動法人横浜市手をつなぐ育成会	障害者（知的）
	山岸 由希子	特定非営利活動法人横浜市手をつなぐ育成会	障害者（知的）
	服部 一弘	特定非営利活動法人アニミ理事長	障害者（肢体）
	広田 和子	精神医療サバイバー	障害者（精神）
	小坂 進	横浜市身体障害者団体連合会常務理事（横浜市港笛会会長）	障害者（音声・言語）
	竹田 久子	横浜市視覚障害者福祉協会会長（浜身連理事）	障害者（視覚）
	平井 晃	横浜市車椅子の会会長（浜身連理事長）	障害者（肢体）
	川井 節夫	横浜市中途失調・難聴者協会会長（浜身連理事）	障害者（聴覚）
	石井 紀男	横浜市精神障害者家族連合会会長	障害福祉事業者（家族）

	坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟事務局長	障害福祉事業者 (家族)
	吉田 尚友	栄区地域生活支援センター所長	障害福祉事業者
	飯山 文子	社会福祉法人白根会 白根学園成人寮施設長	障害福祉事業者
	渡辺 幹夫	地域活動ホームどんとこい・みなみ所長	障害福祉事業者
	室津 滋樹	横浜市グループホーム連絡会会長	障害福祉事業者
	沼尾 雅徳	横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事	障害福祉事業者
	中谷 麻奈	横浜西部障害者就労支援センター所長	障害福祉事業者
	櫻庭 孝子	特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会代表	障害福祉事業者
	篠原 欣子	テンプスタッフ(株)代表取締役社長	障害福祉事業者
	橋本 京子	横浜公共職業安定所副所長	関係行政機関の 職員

3 障害者施策検討部会委員名簿 (14人)

	名前	所属	区分
部会長	日浦美智江	社会福祉法人訪問の家理事長	障害福祉事業者
	石渡 和実	東洋英和女学院大学教授	学識経験者
	高山 直樹	東洋大学教授	学識経験者
	永井萬里子	横浜市浦舟特別支援学校校長	学識経験者
	川井 節夫	横浜市中途失聴・難聴者協会会長	障害者(聴覚)
	平井 晃	横浜市車椅子の会会長 (横浜市身体障害者団体連合会理事長)	障害者(肢体)
	広田 和子	精神医療サバイバー	障害者(精神)
	坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟事務局長	障害福祉事業者 (家族)
	石井 紀男	横浜市精神障害者家族会連合会会長	障害福祉事業者 (家族)
	沼尾 雅徳	横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター担当理事	障害福祉事業者
	室津 滋樹	横浜市グループホーム連絡会会長	障害福祉事業者
	桜庭 孝子	特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会代表	障害福祉事業者
	飯山 文子	社会福祉法人白根会白根学園成人寮施設長	障害福祉事業者
	高山 和彦	社会福祉法人同愛会理事長	障害福祉事業者

在宅障害者手当に関する市民意見募集について（概要案）

1 意見募集の方法

- (1) 意見募集用のチラシを作成し、各区役所、障害者支援施設、障害者団体等へ配布
- (2) 横浜市のホームページへ掲載

2 意見募集期間

平成 20 年 8 月から 3 0 日間予定

3 意見募集内容

- (1) 横浜市在宅心身障害者手当を見直し、きわめて重度の障害がある人への給付金へ変更することについて
- (2) 給付金の支給対象要件に、「所得要件」を導入することについて
- (3) 障害のある方・家族が、「将来にわたるあんしん」のためにどんなことが必要だと思いますか。
- (4) その他

4 意見の提出方法

- (1) 健康福祉局障害福祉課へ持参、郵送、ファクシミリ、電子メールで送付
- (2) 障害者団体等への説明の場で意見交換